

令和7・8・9年度 建設コンサルタント業務等 競争入札参加資格審査申請について

令和7年6月1日から令和10年5月31日までの3年間において、伊南行政組合が発注する「建設コンサルタント業務等」に係る契約についての競争入札に参加するためには、入札参加資格が必要です。

入札参加資格を申請される場合は、下記の事項に留意の上「入札参加資格審査申請書」を提出してください。(追加審査申請・申請事項の変更については、下欄に掲載してあります。)

1. 定期審査申請について

- 1) 受付期間 令和7年2月3日から令和7年2月28日まで(土日、祝日を除く)
- 2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3) 資格要件 建設コンサルタント登録規定による建設コンサルタントの登録を受けている者
次の各号のいずれかに該当しない者
 - ・ 制限行為能力者
 - ・ 破産者で復権を得ない者
 - ・ 建設コンサルタント業等を営む者で、その業務に関し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者申請の時点において、市町村税及び国税について未納額がない者
その他、長野県の資格要件に準ずる
- 4) 資格審査の基準日 令和6年10月1日
- 5) 資格有効期間 令和7年6月1日から令和10年5月31日まで(3年間)
- 6) 申請書の様式 誓約書以外は特に指定はありません。長野県指定様式、駒ヶ根市指定様式等を参照してください。
誓約書については、伊南行政組合指定様式を使用してください。
- 7) 提出方法 持参 又は 郵送(当日必着のみ有効)
受領票が必要な場合は申請者でご用意願います。(建設工事、建設コンサルタント業務等及び物品購入等に複数申請される場合は、それぞれご用意ください。)

8) 提出先 伊南行政組合 事務局
〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂 3230 番地 電話 0265-82-8003

9) 提出書類 長野県に登録済みの者又は申請済みの者は、提出書類の一部を省略可とします。また、建設業許可業者も提出書類の一部を省略可とします。(申請時は、書類一式を【提出書類の一覧表】の順にホチキス留め又は紐綴じにしてください。)

【提出書類の一覧表】

| 提出書類 | 様式 | 備考 | 通常申請の者 | 長野県に登録の者 |
|---------------------------------|------|---|--------|----------|
| 入札参加申請書 | 任意様式 | 申請書、完成業務高、資格者数、経営規模、保有資格等 | 要 | 要 |
| 誓約書 | 指定様式 | | 要 | 要 |
| 営業所一覧表 | 任意様式 | | 要 | (省略可) |
| 委任状 | 任意様式 | 支店・営業所等に権限を委任する場合 | (該当者) | (該当者) |
| 使用印鑑届 | 任意様式 | 代表者が実印以外の印鑑を伊南行政組合との契約等に関する手続きに使用する場合に提出 委任状を提出した受任者の印については、提出の必要はありません。 社印のみを使用印とすることはできません。 | (該当者) | (該当者) |
| 納税証明書 (申請日より3ヶ月以内に発行されたもの) | 写し可 | 法人は「納税証明書その3の3」 個人は「納税証明書その3の2」 | 要 | 要 |
| 登録証明書 | 写し | | 要 | 要 |
| 登記事項証明書 (申請日より3ヶ月以内に発行されたもの) | 写し | | 要 | (省略可) |
| 業務経歴書 | 任意様式 | | 要 | |
| 技術者経歴書 | 任意様式 | | 要 | |
| 財務諸表 | 任意様式 | 直前営業年度1年度分 | 要 | |

2. 追加審査申請について

1) 受付期間 令和7年 7月 1日から令和7年 7月31日まで
令和7年10月 1日から令和7年10月31日まで
令和8年 2月 2日から令和8年 2月27日まで
令和8年 7月 1日から令和8年 7月31日まで
令和8年10月 1日から令和8年10月30日まで
令和9年 2月 1日から令和9年 2月26日まで
令和9年 7月 1日から令和9年 7月30日まで
令和9年10月 1日から令和9年10月29日まで
(いずれも土日、祝日を除く)

受付時間、資格要件、審査基準日、提出書類、提出方法、提出先は定期審査に準ずる。

2) 資格有効期間 追加受付期間の翌月1日から令和10年5月31日まで

3. 申請事項の変更について

1) 提出書類 申請事項に変更が生じた場合は、変更届(伊南行政組合指定様式)に変更事項を記入の上、遅滞なくその旨を届け出てください。
添付書類については、変更事項により変更届様式下欄の(注)に示す書類を添付してください。

2) 受付期間 随時受け付けます。
受付時間、提出方法、提出先は定期審査に準ずる。

3) 適用期間 変更申請月の翌月1日から令和10年5月31日まで